高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1042(54-36)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosyoren.jp
このニュースはホームページでもご覧になれます

統一行動で仲間増やし 班会で学習・交流・納得申告

香美郡知民商
2月18日(土)に加藤拡大推進委員長先頭に10人が行動。読者13人、会員1人を拡大。（詳細は次号で）

中村民商
元会員の息子さんが小売業を開業。「民商で確定申告したい」と入会。共済にも同時加入。
船口会長が取引先に、谷田副会長が以前「商工新聞は役立つね」と言ってくれていた知人に読者拡大。
コロナで安静加療をもらった会員が「夫がコロナになった。加入しておけばよかった」と共済に加入。

安芸民商
18日に統一行動。川島会長と田中理事ペアで読者を拡大。

須崎民商
18日に高橋両副会長と入江県連局長が行動。訴えに応えて、四万十町の会員が読者拡大。高橋旦副会長が須崎市議(新)を読者に。

■2023年 春の運動（仲間増やし）

2/19 現在	拡大					成果会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安 芸	2	0	0	0	0	3
香美郡	16	3	3	0	0	11
南 国	7	1	3	1	0	2
高 知	17	5	8	3	1	11
仁淀川	5	1	0	0	0	3
須 崎	3	0	0	0	0	3
中 村	3	1	2	0	0	2
計	53	11	16	4	1	35

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

香美郡民商 自主計算班会

1月27日(金)、東川班、6名参加。
資材高騰や肥料の値上下で「よう買わん。ショウガも安い！」など農家を取り巻く厳しい状況が報告されました。
自主計算については、みなさんほとんどできているようで、「あとは農協が資料を出してくれたらできる」と順調のようです。次の仕上班会の日程も参加者で決めました。
1月30日(月)、香北班、3名参加。
インボイス制度について、「うちは登録したほうがいいの？」「仕入先からインボイスがないと取引できないと言われた」など、質問が…。「国は面倒くさいことを国民にさせるのが好きなんやねん」と、あきれていました。
班会会場の「森のゆうえんち」は、木のおもちゃがたくさんあり、参加者は、手に取って子どものようにはしゃいでいました。
（2／20香美郡民商会報）

須崎民商 確定申告班会

2月16日(木)、四万十町岩井事務所を皮切りに申告仕上げ班会が始まりました。
開始前から農業、飲食業、自動車整備、縫製業等々、次々と会員が集まります。
久しぶりに会う顔なじみ同士。「どう売上は？」「いかん」と仕上げの書類を出しながら会話が。また、「こんなに売上がない年はいままでにない」「売上がないのに経費がこじゃんとかかっちゅう。どうしたらえいが？」と、それぞれの状況を会員さんが口々に話していました。飲食などの接客業もそうですが、どの業界もコロナ以前の状態には、まだまだです。
「赤字でも、消費税は払わなくちゃいけない？」「きつい。払うお金ないで」など、とても厳しい状況です。
農業も自然災害の被害があったり、大変な様子が数字ではっきり見えていました。
会の途中で、高橋旦副会長から「税務相談停止命令」についての説明と訴えを行いました。（2／20須崎民商だより）

防衛増税ストップ！営業と暮らし、命を守れ2・19日比谷集会

高知から「消費税減税・インボイス中止」など、1225人分の署名を携え2名参加。

インボイス登録はあわてないで！
9月30日までに申請すれば10月1日登録になります。
（閣議決定）

税務相談停止命令制度とのたたかい①

浦野広明税理士（元立正大学法学部教授）
「倉敷無実の会・高知」の結成総会での講演を連載します。

浦野でございます。
昨年の12月23日に「2023年度の税制改正に関する閣議決定」が自民党と公明党で行われました。その中で見過ごせない問題、「税務相談停止命令制度」が出てきました。すでに2月3日にはこれが法案として国会にも提出されています。
その税務相談停止命令制度とはどのような内容かといいますと、「税理士でない者が、反復して税務相談が行われることにより、不正に国税等の賦課・徴収を免れさせ、納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすと認める場合、①財務大臣は税務相談の停止命令ができる。命令違反者には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科し、違反者名を3年間インターネットや官報で公示する。②国税庁長官は税務相談者を質問検査できる。質問検査に対する拒否又は虚偽答弁等には30万円以下の罰金を科す。③この規定は2024年4月1日から実施する」というものです。
なぜこのような「禁止命令」が出てくるのか。今の政治状況の下で出てきたというのが重要です。
財務省の説明では、「不正な税の還付とか脱税の指南をしている者がいるので、それを取り締まる必要があって出した」と言っていますが、それはあくまでも説明であって実際には納税者の運動を進めている団体を取り締まる弾圧的な法律だというのが中身です。
例えば民主商工会は税制のあり方、あるいは税務調査の手続き、そういうことについて、従来からまた今も運動を進めています。そしてこの税制についてのニュースとは、新聞やテレビを見ても本質的なことは全く報道されない。税務の報道というものは、大体が財務省から入手した資料等で報道されているのが実態です。そして脱税報道などもよくやられますけど、あれは税務署でなければ分からないことを税務署が記者たちにその資料を渡して報道させています。だからあくまでも報道自体が税務署の都合のいいような内容になっています。
それに対して、一番本質的な報道をしているのは全国商工新聞です。ですから当局にとってみれば不都合なことを進めるためには、全国商工新聞や民主商工会を中心とする納税者団体を何とかしなければいけないと思って、こういう法律を出してきたのだろうと思います。
脱税等については現在でも摘発していますし、何もこんな法律を作らなくても十分行えるのですが、こういう法律を出してきた背景には、税制について、きちんとした報道が全国商工新聞等以外になされてない現状があります。
（つづく）